

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【11】

2. 日時：令和5年9月27日 13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、忠内安全規制調整官、江寄企画調査官、皆川管理官補佐、千明上席安全審査官、小林主任安全審査官、津金主任安全審査官、中村主任安全審査官*、伊藤（拓）安全審査官、府川安全審査官*、服部安全審査専門職*、宮崎安全審査専門職、伊藤（謙）原子力規制専門員、植木技術参与*、山浦技術参与
火災対策室

西野火災対策室長補佐、高橋火災対策係長*

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他13名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他14名*

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の皆川です。それでは柏崎の6号の設工認のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:10	それではまず事業者から説明をお願いします。
0:00:15	はい。東京電力原子力設備管理部の山口と申します。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。
0:00:21	また6号機の工事計画のヒアリング及び審査につきまして、今後よろしくお願いいたします。
0:00:29	それでは早速ですが資料の方説明させていただきたいと思います。事前に提出させていただきました資料のうち、資料番号計6KK6-001の
0:00:40	補申請の概要、アとして、KK6002の
0:00:45	設置許可から工事計画への申し送り事項、こちらにつきまして、まずご説明をさせていただきます。
0:00:51	まずKK6-001の方からですが、
0:00:55	こちらの資料、柏崎刈羽原子力発電所第6号機、設計及び工事計画認可申請補正の概要となっております。
0:01:04	めくっていただきまして、2ページ目が目次となっております。こちらの資料では補正の概要、資料の説明事項の抽出の観点、
0:01:15	あと主な説明事項を、以降具体的に説明させていただきます。
0:01:21	3ページ目お願いいたします。こちら、工事計画認可申請補正の概要となっております。経緯といたしましては平成25年9月27日に、
0:01:32	申請し、今年9月4日に、その申請内容につきまして、一部補正をさせていただいたという経緯になってございます。
0:01:44	4ページ目お願いいたします。
0:01:48	こちら補正の概要をまとめておりまして、こちらの補正では、要目表、基本設計方針、施設共通、個別に要求される説明書耐震性に関する説明書
0:02:01	強度に関する説明書等を取りまとめ、取りまとめておりまして、本年9月4日に第1回補正を実施したものとなっております。
0:02:10	下の表が主な添付書類を示しておりまして、表の右側に補正図書数を示してございます。
0:02:18	図書数につきましては、補正数が総数分の補正数と、
0:02:23	しておりまして、9月4日の第1回補正では、
0:02:27	こちらの表ですと、上から4行目、5行目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	こちらが総数に対して補正数が少ない数となっておりますけれども、こちらにつきましては、第 2 回補正での提出を予定しております。
0:02:43	次の 5 ページ目お願いいたします。こちらの第 2 回の補正を予定しているもののご説明になります。
0:02:52	の搬入高、大物搬入建屋の建て替えを予定しておりますことと、データ伝送装置、こちらの耐震関係で再設計をしております、こちらに関連する耐震計算書等に関しましては、
0:03:05	2024 年 5 月に第 2 回補正を実施予定となっております。
0:03:11	第 2 回の対象は下の表に示している通りですけれども、より具体的には次ページ目でご説明をさせていただきます。
0:03:21	一番下のポツになりますけれども、大物搬入可建屋につきましては、7 号機と同様の設計方針を採用しております、建屋の建てかえを実施して損傷した杭が最小しないと。
0:03:34	といった方針としてございます。
0:03:38	6 ページ目お願いいたします。
0:03:41	こちらが第 2 回補正の添付書類のリストとなっております。
0:03:46	こちらの表で上から 6 行目までは、1 階と二階。
0:03:51	下 5 行は二階となっておりますが、上の 6 行につきましては、第 1 回補正で、大物搬入ホームの搬入建屋、あと、
0:04:01	これに関連する燃料移送系の配管ダクトに関する部分を除いた内容で第 1 回補正をさせていただいて、
0:04:11	それを反映したものを、第 2 回で補正すると。
0:04:14	いった計画としてございます。
0:04:17	下の行につきましては、本郷の搬入建屋、もしくは燃料移送系配管の図書そのものになりますので、第 2 回で提出をさせていただきます。
0:04:29	ただ申し上げた下から三つ目の安全パラメータ表示システム、こちらは、データ伝送装置の再設計に関連するものとして、2 回目で補正をさせていただくものとなっております。
0:04:44	7 ページ目お願いいたします。以降、主な説明事項についてご説明させていただきます。
0:04:51	こちらの観点になりますけれども、
0:04:54	二つ目の矢羽根のところでは今回の申請につきましては、6 号機とツインプラントである 7 号機、こちらは 2020 年の 10 月に、
0:05:04	認可をいただいたものになりますけれども、
0:05:07	こちらと同様の設計方針であるといったことを踏まえまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	工事計画認可の審査における主な説明事項として、以下の4項目を抽出してございます。
0:05:19	1項目めが、詳細設計段階における設置変更許可審査時からの設計変更。
0:05:26	2番目が耐震強度評価に関する説明事項。
0:05:30	3番目が設置変更許可審査からの申し送り事項。
0:05:34	4番が、新たな規制要求への対応事項となっております。
0:05:39	なおこれらの事項につきましては本日も含みますヒアリング結果を反映して、
0:05:44	順次整理していく所存であります。
0:05:49	8ページ目お願いいたします。
0:05:52	こちらが主な説明事項となっております、先ほどの1から4までにつきまして、主な説明事項を記載しております。
0:06:01	こちらの概要だけこのページではご紹介いたしますけれど、一番に関しては1件、2番については該当なし、3番が1件、
0:06:10	4番に関して3件抽出してございまして、それぞれ右側に記載のページで詳細をこれからご説明させていただきます。
0:06:21	9ページ目お願いいたします。
0:06:23	こちらの詳細設計段階、設置変更許可時からの設計変更に関する内容となっております。
0:06:31	こちらの詳細設計の進捗により、設備設計を一部見直しているものになります。
0:06:37	具体的な内容としましては、第1表の通りでございまして、4項目ございますけれども、いずれも既認可の7号機と同様の変更内容となっております。
0:06:49	中でも、ナンバー1からナンバー3につきましては、6号機と7号機の共用性施設に関する項目でありまして、新たな説明事項は、
0:07:00	ない、ないと考えてございまして、主な説明事項としてはNo.4のみを抽出してございます。
0:07:09	No.4は復水移送ポンプ周りの指導弁の電動原価及びアクセスルートの見直しとなっております、
0:07:17	備考欄に記載してございますが、2023年10月以降の説明を予定してございます。具体的内容につきまして、次ページ、10ページをお願いいたします。
0:07:31	こちら概要でございまして、代替循環冷却系の操作性向上のため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	系統構成で操作する手動弁を年度弁化し、遠隔操作可能と設計すると。
0:07:43	といったようなものになってございます。
0:07:46	こちらはですね電動弁カーにより、系統構成に必要な時間を短縮することによりまして、低圧代替注水系、代替格納容器スプレイ冷却系、
0:07:57	格納容器下部注水系、これらの系統から代替循環冷却系の切り換え時間、こちらの1の、
0:08:05	復水移送ポンプを提出する必要がございますが、その停止時間が短縮されて、安全性が向上すると。
0:08:12	いったものになってございます。
0:08:14	具体的には、
0:08:15	左下の系統概要図をご覧くださいまして、
0:08:19	図の右側の上の方に復水移送ポンプ、
0:08:24	復水貯蔵槽となりまして、周りに破線で囲われた弁がございますが、こちらが、府営代替循環冷却系へ切り替える際に、
0:08:34	使用する弁となっております、これらの弁を電動化するものとなっております。
0:08:42	あとは概要の最後のポツになりますが、なお、弁操作場所の変更に伴いまして、
0:08:48	屋内アクセスルートが変更となると。
0:08:51	ことになっています右下の屋内アクセスルートの図をご覧くださいまして、
0:08:57	現状ですね右側のこちら場所は、
0:09:01	柏崎 67 ラドウエストビル地下 3 階となりますけれども、
0:09:06	右上の青丸があるところが、弁の操作場所となりまして、こちらの中央制御室からアクセスすると。
0:09:13	いう設定をしてございましたけれども、電動弁化によりまして左側の図にありますように、
0:09:20	中央制御室で遠隔操作が可能になると。
0:09:23	いったような形で、アクセスルートの変更が生じます。
0:09:29	11 ページ、お願いいたします。
0:09:32	変更内容の続きとなりますけれども、設備設計としましては、代替所内電気設備のちいMCCが追加となると。
0:09:40	ということで変更後、ご覧くださいまして、赤線で書きましたAM用MCC6こちらですね、弁 11 弁ほど電動弁化いたしますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:51	それに必要な電源ユニットを追加すると。
0:09:54	いう形になっております。
0:09:57	次重大事故時等への対処手順になりますけれども、
0:10:01	こちらの下にタイムチャート、記載しておりますけれども、指導による弁操作の想定時間内で操作可能のものと、
0:10:10	なっております。
0:10:13	こちらの縦軸に操作要員を記載してございまして、中央制御室の運転A B現場運転員のCで、
0:10:21	こちらの弁の操作を行うようになりますけれども、
0:10:24	あと、現場運転員のEF電源関係の操作をする運転員となっております。
0:10:31	この中で、
0:10:32	運転、現場運転イシイで、真ん中の行ですね。
0:10:37	こちらの最小の移動系統構成というところで、移動 10 分と手動操作 50 分で計 60 分を要していたものが、遠隔操作後は 20 分後で終了すると。
0:10:49	その他の系統構成(2)という操作につきましても、15 分であったものが 5 分で完了すると。
0:10:56	みたいな形となっております。
0:11:00	3 ポツの今後の説明予定でございしますが、まず設備設計につきましては、代替所内電気設備の基本設計方針、単線結線図等で説明予定でございします。
0:11:11	このアクセスルートの変更につきましては、
0:11:13	可搬型重大事故等対処設備の保管場所、
0:11:17	及びアクセスルート及びその補足説明資料で、ご説明を予定しております、こちら 2023 年 10 月以降を、
0:11:24	予定してございます。
0:11:28	12 ページお願いいたします。
0:11:31	こちらの内容変わりました、耐震強度評価に関する説明事項となっております。
0:11:37	こちらの耐震強度評価に関する主な説明事項につきまして、以下のフローに基づいて整理した結果、主な説明事項。
0:11:45	こちらの具体的には過去に適用実績がないもの。
0:11:48	やはり個別検討が必要なものについてはないといったことを確認してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:54	こちらのフロー、基本的7号機と同様のものになりますけれども、
0:11:59	左から1番目のひし形と二つ目のひし形は、6号機、もしくは6号機以外の旧規制で、実績があるかといったようなところになっております。
0:12:11	三つ目のひし形について7号機で工認実績が、
0:12:15	あって四つ目のところでプラント仕様によらない適用例があると。
0:12:21	いったもの、これらについては、抽出対象外としております。
0:12:26	今回抽出対象としてとらえましたものは、新規性での購入実績がないもの。
0:12:33	もしくは新規性での工認実績があっても、プラント仕様によらない適用例があるものについては、抽出対象といたしましたが、結果として該当する事項はなかったというものになります。
0:12:48	13ページ目お願いいたします。
0:12:51	こちら詳細設計の申し送り事項になりますけれども、
0:12:55	こちらの設置許可の審査時に申し送りした事項につきまして、下のフローに基づきましてAからEの5段階に分類を実施してございます。
0:13:06	こちらの最初のひし形では、経営困窮規制での建設購入改造購入、または新規性基準新規性審査での、
0:13:16	実績があるものですね、こちらでイエスとなったものにつきましては、プラント仕様によらない共通的な適用があるかないかで、でいいという分類をしてございます。
0:13:29	最初に志賀た新規制等の審査実績がないもの、
0:13:34	につきましては、右側に行きまして、
0:13:37	こちら最初のひし形では、設置変更許可審査時で説明した対応方針に変更がある、もしくは追加検討項目があるかと。
0:13:48	いったような判断を行いましてええと家数で行ったものにつきましては、分類Aとなりまして、詳細設計や対応方針に変更や追加対応、
0:13:59	追加検討項目があるものとしております。結論としまして、分類Aは今回ございませんでした。
0:14:08	真ん中のひし形たで対応方針に変更があるか、追加検討項目があるかでNoに行った場合につきましては、設置変更の許可審査の段階で具体的な数値をもって、
0:14:21	設計成立性まで説明しているか否かといったところで、されていない場合は、B、
0:14:26	Dされてる場合はCと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:28	ありますけれども、結論といたしまして、Bに該当するものが、今回 1 件あったという形になっております。
0:14:36	そのBになったものにつきまして以降、節ご説明させていただきます。
0:14:43	14 ページ目がAとBの分類されたものとなっております、
0:14:48	項目としては、ブロードパネル及びブローアウトパネル閉止装置、
0:14:53	となっております。
0:14:55	こちら、説明時期につきましては、2023 年 10 月以降を予定してございます。
0:15:03	その具体的な内容につきまして、次の 15 ページでご説明をさせていただきます。
0:15:09	概要ですけれども、建設時に設置しました燃料取替床ブローアウトパネルが、今回、新規設置する燃料取替床ブローアウトパネルの閉止装置と干渉するため、
0:15:21	燃料取替床ブローアウトパネルのうち、1 枚を閉止し、開放しない設計とするものとなっております。
0:15:28	こちら閉止することにつきましては 7 号機との相違点となっております。
0:15:34	この辺につきましては 1 枚を閉止した場合でも、市蒸気管破断事故時の原子炉格納容器の外圧が、
0:15:41	共用化や追加であるといったことを解析により確認しているものとなっております。
0:15:48	具体的な内容につきましては、衛藤図どう真ん中で、タービン建屋、原子炉建屋の絵がございしますが、
0:15:56	原子炉建屋の絵の中で、緑なり赤で記載しているものが、ブローアウトパネルで 8 枚ございます。そのうち 1 枚、赤で示したものにつきまして、
0:16:07	閉止するものとなっております。
0:16:11	この図の中で、建屋の周りにある青、青線で記載しているものが、閉止装置になるのですが、こちらの赤の部分につきましては、
0:16:21	この閉止町長を設置するスペースがなく干渉が発生すると。
0:16:25	いったことで閉止するものとなっております。
0:16:29	写真右下が閉止する箇所の
0:16:33	ブローアウトパネル、右上の写真が、紙、閉止装置のこれまだ取りつける前のものになりますけれども、
0:16:41	装置の絵となっております。
0:16:45	また、左下の方に格納容器の外圧の評価結果が載っておりまして、横軸が時間で、縦軸が格納容器の開発になりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:58	場所によりまして、許可の点線なり破線で示しました共用外圧が異なりますけれども、いずれの場所におきまして、今日外圧以下であると。
0:17:10	いったようなことを、解析により確認をしております。
0:17:15	今後の予定、説明予定でございますが、これらにつきましては、ブローアウトパネル関連の設備の設計方針に関する説明書
0:17:25	補足説明資料にてご説明を予定しております。2013年10月以降を予定しております。
0:17:35	1616ページお願いいたします。
0:17:39	4番としまして、新たな規制要求、バックフィットへの対応事項となります。
0:17:44	こちらにつきましては関連する工認図書等で説明していく方針でございます。
0:17:50	具体的には3項目ございまして、1項目1項目めが、安全系電源盤に対する、
0:17:57	高エネルギーアーク皮膚火災対策となっております。
0:18:02	2番目が火災感知器の配置、3番目が標準応答スペクトルの審議結果に基づく、
0:18:08	対応となっております。
0:18:11	具体的内容は次ページ以降でご説明いたしますけれども、説明時期としましては、いずれ1番目と2番目が2023年11月以降、
0:18:20	3番目が2023年10月以降となっております。
0:18:26	あと17ページ目お願いいたします。
0:18:30	こちら1項目目の高エネルギーアーク火災対策のご説明資料となっております。
0:18:37	概要といたしまして、こちら技術基準規則の第45条第3項第1号で要求されている電気盤につきまして、ヒーフ対策が適切に実施されていることをご説明するものであります。
0:18:50	こちらの堆砂食うが必要な電気盤は、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響をされる方影響を与える恐れのある電気盤と、
0:19:02	定められておりまして、6号機の対象盤を右側の図1に示してございます。
0:19:09	この中でオレンジ四角で書いてある、遮断器が該当するものとなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:16	なお 6 号機につきましては当該電気はに影響をその影響を与える恐れのある電気盤と、
0:19:23	いったものはございません。
0:19:25	また要求事項といたしまして、把握放電により発生するアークエネルギーが把握火災が発生する閾値を超えないように、遮断器の遮断時間の適切な設定、
0:19:37	及び非常用ディーゼル発電機の停止等により停止により、電気盤の損壊の拡大を防止できる設計とすると。
0:19:45	しておりまして、こちら未図 1、赤四角で示しております遮断器に求められる事項となっております。
0:19:54	説明といたしましては、非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
0:19:59	に係る補足説明資料でご説明させていただき予定としております。
0:20:06	18 ページ目お願いいたします。
0:20:09	葛西はい。火災感知器の配置についてです。
0:20:13	ガイド概要といたしまして、2019 年 2 月 13 日の火災防護審査基準の一部改正にて火災感知器については、消防法施行規則第 23 項第 4 項、
0:20:25	2a社外設置することなどが追加となっております。
0:20:30	6 号機における火災感知器の配置につきまして、改正後の指針に適合するものであると。
0:20:36	いったことをご説明いたします。
0:20:39	説明予定といたしましては、火災防護に関する説明書及び補足説明資料でご説明する予定です。
0:20:48	その際、火災感知器の選定及び設置検討における考え方、
0:20:52	火災感知器の設定方針、環境条件に応じた設定。
0:20:56	について具体的に説明を実施いたします。
0:21:02	19 ページお願いいたします。
0:21:05	こちら標準応答SPECTの審議結果に基づく対応ということで、基準地震動Ssにつきましては、敷地ごとに震源を特定して索道する地震動、
0:21:16	ACA震源を特定せずに策定、策定する地震動と、
0:21:20	ございまして解放基盤協議における水平方向及び鉛直方向の地震動をそれぞれ策定してございます。
0:21:29	このうち震源を特定せず策定する地震動につきましては、令和 3 年 4 月 21 日に改正された、設置許可基準、基準、設置許可基準、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:39	規則解釈を踏まえまして、標準応答スペクトルに基づく評価を行った結果としまして基準地震動Ssの案に対しまして、水平方向では全周期体において、
0:21:51	鉛直方向につきましては、短周期側で下回るものの、鉛直方向の周期1.7秒の周期体でわずかに上回ったという結果になってございます。
0:22:03	具体的には下の図の左側が水平方向の結果となっておりますこちらにつきましては全周期体で、青い線が赤い線、
0:22:15	赤い線は青い線を下回ったという結果になってございます。
0:22:20	一方で右側の鉛直方向につきましては、日英短周期側では、と青い線が上回っておりますけれども、1.7秒より、長周期側におきまして一部逆転しているところが、
0:22:33	あるといったものになっております。
0:22:37	概要の3ポツ目になりますけれどもこれに対しまして、耐震設計等に基準地震動を用いる施設等につきましては、周期7秒以上に鉛直方向の固有周期を有しない設計とすると。
0:22:50	ということで、標準応答スペクトルに基づく地震動は基準地震動として策定しない方針としております。
0:22:58	以上の背景を踏まえましてこれらの施設につきましては、1.7秒以上に鉛直方向の固有周期を有しないといったことを、
0:23:07	ご説明して参ります。
0:23:11	今後の説明予定でございしますが、具体的には、添付書類の6-2-1-1、耐震設計の基本方針及び補足説明補足説明資料、
0:23:24	また、6-2-1-2、基準地震動Ss及び、
0:23:28	弾性設計用地震動SDの策定概要にて、説明していくことを予定してございます。
0:23:36	最初の資料につきましては、ちょっと説明以上になりますけれども、補足的な資料といたしまして、
0:23:43	先ほど9、
0:23:47	設置等からの申し送り事項につきまして、項目Bが1項目あるというご説明いたしましたけれども、それをまとめた資料を、
0:23:57	資料番号、KK6002、
0:24:00	と申し送り事項の資料で、
0:24:03	表だけご紹介させていただきたいと思っております。
0:24:08	こちらは最初、ナンバー審査項目審査会合指摘事項、こちらまでが審査会合でのご指摘の事項となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:17	より右側が今回の工事計画認可申請における内容となっております説明方針、
0:24:24	御説明項目、こちら先ほどのフローに基づきまして、ABCDEの分類をしておりますけれども、Bが1項目と、あとDが8項目、それ以外がいと。
0:24:35	なっております。それぞれ細かく、その判断した理由を記載しております、一番右側の列に主な説明事項とのひもづけをしております。
0:24:47	こちら
0:24:49	5ページ目。
0:24:51	見ていただきましてナンバー30。
0:24:55	こちらのブローアウトパネルの詳細な設計にカウラ宇土パネルの設計に関する、
0:25:00	事項でございまして、こちらにつきましては、分類B、
0:25:04	先ほどの説明資料で、3-1で示していると。
0:25:09	そのような記載としてございます。
0:25:14	あと申請の概要につきましては、説明以上になります。
0:25:21	規制庁皆川です説明ありがとうございます。それではこちらから確認ですけど、
0:25:29	まずちょっとあった種、
0:25:31	カワハラ、ちょっと細かい中身の確認はあるんですけどそれはちょっと後で確認するとして、
0:25:38	まずちょっと全体に関連する話で1点ちょっと確認したいんですけども、
0:25:45	7ページ以降で主な説明事項の抽出がされていて、
0:25:55	二つ目の矢羽根のところですけども、(1)から(4)に分類してそれぞれ6号機、
0:26:02	の設工認の主な説明事項として項目が抽出されてるんですけども
0:26:09	それぞれこの(1)から(4)抽出する元になる、そのなんすかねpovo数というか、
0:26:18	それぞれOneアノ、どこからこう絞り込んで、
0:26:23	抽出してるのかっていうのをちょっと教えてもらってもいいですか。
0:26:38	東京電力野元です。これ母数についてですが、Kな一の設工認審査時に、主要な説明事項というか、審査会合をやった案件を、
0:26:50	基本的な母数として、これに追加があるかどうかっていうのをまず基本、基本的に調べてから抽出行為を行っております。
0:27:02	ミナカワサノ法がありました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:05	だから、基本はここにちよこつと書いてありますけれども、6号と7号ツインプラントですでもう7号が認可済みなので、
0:27:16	ほぼ基本その何ていうかね、論点的なものは、基本的には同じものが論点になって一部ちよつと、
0:27:27	6号特有なものもあるけれどもとふうなので7号ですでも、
0:27:31	説明済みだったりっていうものについて、それは割愛をして6号だけに特化してるものについて、これが出てきたっていうそういう理解でいいですかね。
0:27:41	配当協力のもとでその理解で問題ありません。
0:27:45	ミナカワサノわかりました。
0:27:48	その上でなんですけどシマ資料のちよつと体裁的な話になっちゃうんですけど、
0:27:56	今の話が少しわかったほうがいいかなと思ってて、
0:28:02	もともと7号の最初の審査会合とかでも、7号での主な説明事項の一覧表みたいなのでって会合で、
0:28:12	付けてたと思うんですよ最終的にちよつとそれが全部なって、全部なのかどうかってあれですけど、
0:28:19	なので、7号、その主な説明事項として抽出された項目みたいなので、何かこう後ろに参考みたいな形も全然構わないので、こうつけた上で、
0:28:32	例えば何か
0:28:35	パワーポイントの9ページとかでもう、
0:28:39	少し
0:28:42	色分けしてて、これについては、
0:28:45	共用のため説明事項なしですよみたいな少し差別化しているじゃないですか。
0:28:51	なんかそういう形で、7号で、これはこういう項目、説明してますと、6号についても設計同じなので、説明する必要なしとかですね、例えば、
0:29:02	何かそんな形でどんどん振り落としてってる過程っていうのが見えた方がいい、いいんじゃないかなとちよつと思ったんですけど、その点いかがでしょうか。
0:29:17	東京大学の郷です。今ご指摘いただいた通り、7号の時の主要な説明事項を選別していった過程はありますので、
0:29:28	それをわかるように、会合資料のこの資料の中で示したいと思います。
0:29:37	はい、よろしく申し上げます。
0:29:43	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:45	全体的な話は私は以上なので他何か確認等ありますか。
0:29:54	規制庁植竹です。私からちょっと事実確認がちょっと数点あるんですけど、事実確認ですね考え方とか、
0:30:00	パワポの中でいうと、まず、この事実確認で6ページで、ちょっと私の認識キーがちょっと古いだけなのかもしれませんが、
0:30:12	燃料移送系配管ラックと、
0:30:15	何か基本的に、これって67、共用施設で何億人かで、一度、
0:30:22	審査を確認した記憶がないでもないですけどそれと今、認識が甘いかどうかちょっと確認したかったんですが、
0:30:40	はい。東京電力の尾川でございます。ご質問いただきました燃料移送系配管ダクトでございますけども、7号申請におきましては、
0:30:50	7号の軽油タンクと、7号の軽油タンクと7号のリアクターを結ぶ燃料移送系配管ダクト、
0:30:59	と、あと6号の軽油タンクのみが、7号共用ということで申請対象になってございます。で、今回お示した、ここで言う燃料移送系配管ダクトにつきましては、
0:31:11	6号機の燃料移送系配管ダクトということで、こちら、6号機の燃料移送系配管ダクトのみ、6号機申請で新たに申請対象となる設備でございます。以上です。
0:31:24	規制庁江崎ですわかりました。
0:31:26	特に今日からはからお宅等を確か改造したとかそういうことではなくて、
0:31:33	大きなところでは、基本的には共用施設としていなかったのを改めて6オクとして、申請されたというふうに認識しました。はい。そのご認識の通りでございます。
0:31:47	それですすねちょっと似たような話ですけど、このパワポの12ページで、
0:31:54	いわゆる形なのを、工認、
0:31:58	許認可の中では、
0:32:00	一部、今日、
0:32:02	6号機の土木構造物は共用施設として、フクマ10部構造物でさっき言われた、
0:32:09	水路なんかは今日施設としてそこで認可、
0:32:13	されたわけですけども、そうしたものも今回その例えば6号機の中では、今日て入るっていうんですが、このフローの見方からすると、
0:32:23	三つ目下が上から三つ目のひし形の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:27	新規制の、工認実績でK7 含むということでこれ、Yesで置いてくると思うんですけど、そうしたときに、その下にプラント仕様によらない
0:32:36	適用性、適用例があるってことで、
0:32:38	イエスでいかないと、多分、上の文章とか不
0:32:44	あれですよねいわゆるBとかAにはならないんですよ。当然共用し、共用施設で1回認可してるものですから、
0:32:51	そうしたものに関しては適用例があるっていう形で読むのかなと思う。
0:32:56	んですが、これは適用例っていうのは、
0:32:59	ナゴ木野。
0:33:02	後任を
0:33:04	もう適用例に含むとして考えないと、下にいかないんで、それでいいんですよ。
0:33:08	ていうのはね、例えば、
0:33:12	今日、
0:33:14	例えば
0:33:15	原子炉建屋の実情、実剛性なんか使ってるわけだけど、実剛性ってのは、基本的に他プラントでそういうないので、基本的に、だけどそれはもう7億でもう認可済みだというふうにして読んでいくと下におりるって形になるんですけど。
0:33:28	そういう認識でいいんですよ。それだけちょっと確認があります。
0:33:32	はい。東京電力の尾川でございます。まず、
0:33:35	ご指摘ダウン取水炉の件でございますが、6号機のスクリーン取水炉につきましては、先ほどご説明した6号の軽油タンクと同様にですね、7号し、
0:33:49	申請におきまして、SA設備として申請対象として評価をしてございます。
0:33:56	6号親戚におきましては、6号のスクリーン及び取水炉につきましては、7号申請では、SA設備としてエントリーしておりましたけども、6号瀬、
0:34:07	申請では、設計基準対象施設、DB施設として、背番号が変わることになってございます。ただし、SA設備としましても、DB施設としましても、
0:34:20	評価内容自体は変わりませんので、
0:34:23	結果といたしまして、7号、2のときの、
0:34:29	Ssに対する評価結果と同様ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:32	当間 7 号で、公認の新実績がありということで、このフローでいうアノエザキサンゴしていただきました。
0:34:42	新規制での工認実績あり、括弧計 7 を含むのところで YES に落ちまして、抽出対象外という整理をさせていただきます。で、原子炉だけ。
0:34:53	原子炉建屋も、はい。同じ整理で、整理を行ってございます。以上です。規制庁江崎です。大変よくわかりました。それでもう 1 個、この、
0:35:03	A4 横の A4 判の表、
0:35:06	ですよねいわゆる申し送り事項と言われた詳細に書いてあるものの、
0:35:11	中で、今に関して話で
0:35:14	10 分の 9 ページ。
0:35:17	いわゆるナンバーが、
0:35:23	これだっけな、これか、65 番ですか。
0:35:26	これ見ると土木学会マニュアル云々とかっていうせん断耐力の評価式ですよね。の妥当性に関しては、先行他社プラント及び計 7 号機と同様でありって話があるんだけど、
0:35:39	それ以外のところは他社プラントと同様でありっていうのは書いてないんだよね。
0:35:45	多分系の動きと同様でアリタさっき言ったような共用施設だとか、何、また一緒に、もう基本的には構造系統が一緒だったり、実条件が一緒だっということはある認識してますので、
0:35:57	そういった意味合いを含めて言っているんだと思うんですよね。
0:36:01	そこでここでなぜ先行他社プラントで他のところ、先行他社プラントってのは使っていない他の項目では、
0:36:08	と思ったんだけどここはちょっと公募の時、船山ですか。
0:36:14	はい。東京電力の尾川でございます。すいませんちょっと。
0:36:18	こちらにつきましてはちょっと他の項目と記載の本がちょっと合っていないというのが正直なところでございまして、
0:36:26	場所を使ったことは当社プラントさんでも実績がございますし、弊社の 7 号機、
0:36:35	の公認でも実績がありますということを述べたかったってことでございます。はい、わかりました。特に K ナカ租特二相評価手法は、新たに、
0:36:47	高精度化してるかとかそういうことはないってことですね、高度化してるということではないということで、同じ手法を用いてございます。
0:36:57	すいませんこれで最後にしますけど、
0:37:00	ちょっとパワポに戻ってもらって 19 ページで、ここでの、いわゆる

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:05	標準応答スペクトルの扱い方で、
0:37:09	今回はこの6号申請ってことだけなので、
0:37:14	6.67。
0:37:18	共同施設としてるものでと、6億入ってくるでしょうけど、
0:37:22	その申請ですから、動きに関しては、どう扱うのかっていうのはちょっと考え方だけ教えていただきましたかったんですけど。
0:37:42	エア、
0:37:43	あと東京電力の尾川でございますけども、今ご質問いただいた、
0:37:48	出資は
0:37:51	6号申請対象じゃない、期限化の7号機設備の標準応答スペクトルの審議結果に基づく対応をどう考えてますかというご質問であってました。
0:38:03	それも一つなんですけど、まず、6号申請なんだけど7号機のとくに、
0:38:08	磯六、七号機の共用施設は大きな中で、
0:38:13	人を審査したわけですよ。で、逆も℃なり市なりってということもあるんですけど、
0:38:19	どういう位置付けになるのかなと思ったんですけど。
0:38:21	今回6号機だけなんだけど、その中に67共用施設というそのSS施設あるわけですよ。
0:38:29	そこに関して、関してはどういうふう、
0:38:32	今回処理されるのかっていう、
0:38:34	処理だけだと思うんですけど、運用っていうのか、
0:38:50	ハシモトでございます。
0:38:52	ナゴキーの方のもう、
0:38:55	設工認の認可を受けたものにつきましては、この標準とすべくの議論の中で、7号機の部分についてはもう説明しておりまして、そこについてもバックフィット、
0:39:04	を説明しておりますので、そこはもう認可済みという位置付けだと理解しております。
0:39:10	なので今回6号機に対して説明すると、
0:39:16	規制庁だけその辺とちょっとですね私たちもその辺はちょっと認識不足の部分もありますので、そこはまた別途改めてまた説明いただければと思います。はい、わかりました。ご説明させていただきます。
0:39:35	規制庁のチギリです。すいません
0:39:37	衛藤耐震と耐津波アンドウ験関係担当しますよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:42	江藤のポイントの6ページのところで、第2回補正の添付書類のところで、ちょっと幾つか確認したいんですけど、上から四つめの6-2-9-3-1っていうところで、
0:39:56	これが大物搬入建屋以外どうするのかと思うんですけど、これは7号の目録を見ると、大物搬入建屋は
0:40:08	別紙扱いという形になってたんですけど、6号ではどのような整理になるのか。
0:40:14	お願いします。東京電力の杉岡でございます。7号と同じ整理をさせていただいて、建屋本体側の二次格までを、本文の方で書いていて、大村新田店につきましては別紙扱いで申請させていただく予定でございます。
0:40:31	はい、わかりました。2回目の補正のときも、本体の方も若干関連するところがあるので、ここは含めると、そういう理解でよろしいですか。
0:40:44	はいおっしゃる通り本体の別紙ということなので、含まれているという認識でございます。
0:40:50	わかりました。それでまた同じページの上から三つ目のところに隣接建屋の影響ということで、ここでは機器配管系の話が2回目に出てくるといことなんですけど、
0:41:03	別添2-1っていうのがあって事業と経産省とか建物大臣性に関するものが、隣接建屋の影響っていうのがあると思うんですけど、
0:41:14	これは大物搬入タテアノ建て替えによって別添2-1っていうのは、特に影響がないということよろしいでしょうか。
0:41:22	東京電力の杉岡でございますおっしゃる通りで、特段影響はないという認識でございます。
0:41:29	はい、わかりました。
0:41:31	同じく6ページのところで先ほどもあった燃料移送系配管ダクトの計算書については、
0:41:40	これは大物搬入タテアノタテ会によって何らか干渉があるので、2回目に補正ということよろしいでしょうか。はい。東京電力の尾川でございます。はい。ご指摘の通りですね、この燃料移送系配管ダクトの地震応答計算書におきまして、
0:42:00	燃料移送系配管ダクトの横にですね、大物搬入建屋が配置されますので、N-S系配管ダクトの地震応答解析において、羽生建屋をモデル化させていただきます。その関係で、建て替え後の大物搬入建屋、
0:42:16	の諸元を、解析モデルに反映させる必要があるため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:21	大物搬入建屋の計算書と合わせて、
0:42:26	計算結果をお示しさせていただくということにさせていただきます。以上です。はい、わかりました。
0:42:40	それと、資料の経理系 6-002 のAとA4 横の方の、
0:42:47	7 ページ。
0:42:52	なんですけど、
0:42:53	こちらのナンバー48 ということで、これはタービン建物、タービン建屋ですね、の話があって、ここで7号機の時も審査をされていて、分類としては、Dということになっています。
0:43:11	で、Dのところの
0:43:14	一番説明項目の理由のところ6号機としての評価結果の補足的な説明が必要であるためってということなんですけど、この補足的な説明の意味合いってものをちょっと確認したいんですけど。
0:43:30	ミナガワと同じ手法でフルパッケージで出すのか、それともK6 独自の評価はしないで、県長野結果から何かいえることってものを説明するのか、そのどちらかってものをちょっと確認させてください。
0:43:44	東京電力の杉岡でございます。衛藤今野。
0:43:48	電車側の考え方ございまして6号機の結果をお示しする予定でございます。はい、わかりました。関連するんですけど、
0:43:58	イナダの
0:44:00	審査の時は補足説明資料で、かなり詳細なところもですねいろいろと内容を確認したんですけど、
0:44:10	それは6号についても同じ内容。
0:44:15	小項目とか評価内容ってものを示して説明していただくのかどうかってことを確認させてください。
0:44:25	はい。東京電力の杉岡でございます。基本的に7号の資料をベースにして同様のことを説明させていただくというふうに考えております。はい、わかりました。今後、建物関係とか土木構造物のところでは
0:44:40	整理していただきたいんですけど
0:44:42	結局各施設で昨日の
0:44:45	この時とですね何が違うのか差分ですね
0:44:49	浅井がですねわかるようなことが、シミズ示していただきたいのが1点と、あと補足説明資料についても昨日と比較してですね、項目とか評価内容、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:02	その差分がですね、わかるような形にさせていただいて、フルパッケージでやられるということで今確認したんですけどそこもですねちょっと
0:45:12	この資料でですね比較表みたいな形で示していただければと、いうふうに思いますのでよろしくお願いします。
0:45:19	東京電力の鶴岡です。承知いたしました。
0:45:23	はい。私から以上です。
0:45:38	規制庁の宮崎です。プラント関係の審査を担当しますのでよろしくお願いします。
0:45:45	ですねちょっと経緯をちょっと教えて欲しいんですけど
0:45:50	10 ページですかね。
0:45:55	復水移送ポンプの電動弁カーの話で、これはもうすでに7号機も、
0:46:01	当然終わってるってということでよろしいんですか。
0:46:09	はい。東京電力のニシヅルです7号機も終わっております7号機も同じような資料で審査会合等でご説明しております。はい。
0:46:20	わかりました。改めてちょっと必要性とかですねその辺の背景についても、ちょっと
0:46:27	お伺いしたいと思いますので個別の審査の時に、その辺の説明もよろしくお願いします。
0:46:33	はい。東京電力の石津です。了解しました。
0:46:47	規制庁齋藤です。
0:46:50	6 ページについてすみませんちょっとわかりやすく教えて欲しいんですけども、
0:46:56	この表の上から八つ目ぐらいまではその主な入札の建て替えに絡むものだと思うんですけども、その1回プラス2回っていうのと2海田系の違いは、
0:47:08	ちょっと間違っていれば指摘して欲しいんですけど、
0:47:12	燃料移送系配管ダクトはその小村にタテの建て替えがなければ、変更もナカないものなので、
0:47:20	主な2建屋の2回目の補正が上から、上の六つふうの内容が固まったらそれに合わせて、
0:47:28	配管ダクトは2回目だけ出てくるみたいなことでよろしかったでしょうか。
0:47:38	はい、東京ドームニシヅルです先ほど山口の方も冒頭ご説明しましたが、この今1回目に、1回目プラス2回目と2回目だけという差なんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:49	1 回目に出せるものは大物搬入、建屋間以外のところでもいろいろ所がありましてそこは出せるということで、
0:47:59	例えば一番上の設計を床応答曲線等は主な搬入このところはお出せないんですけど他が出せますので、そこを出さしていただいて、
0:48:09	2 回目はSOAの主な搬入建屋をプラスするという感じで、考えております。
0:48:16	府二つ、他もそうで例えば、五つ目の水密扉の耐震性も主な搬入建屋以外の水密扉は出せますので、そこを、
0:48:26	1 回目に出させていたでいて、追加で 2 回目と、
0:48:29	で、
0:48:30	頭ん知ろうな七つ目以降の燃料移送系配管ダクト地元計算書以降は、もうその計算書ほとんど丸ごとイシイオノ版にこの建屋関係で、
0:48:44	変わるという確認が必要だと、いうことなのでそこはわかってから 2 回目に出させていたできたいということで 1 階と二階を分けてございます。
0:48:56	今聞いて 1 階+2 階と二階って何かあまり変わられないような認識を持ったんですけど、とりあえずわかりました以上です。
0:49:13	規制庁津金です。駅伝丹前耐震担当ですよろしくお願ひします。
0:49:18	江藤。7 ページのところ、二つ目の矢羽根で、6 号機の工事計画認可申請においてはということで四つ項目あるんですけども、
0:49:26	これ以外に、7 号の設工認の審査において、
0:49:30	いろいろ議論した。
0:49:32	結果ですとか、その 7 号、以降の女川ですとか、島根 2 号で、いろいろ議論になった点について、6 号に、
0:49:41	今後の詳細設計に反映した点とか、いうのがあるのかないのかっていうところについては、
0:49:47	いかがでしょうか。
0:50:01	東京電力野元です。衛藤。
0:50:03	まずですね女川さんの審査の部分についてはコメント等、審査会合資料等を見まして、反映するべきところは反映して、資料化しております。
0:50:14	島根さんの部分についても、今現在、確認して、対応中でございます。審査会合案件になったものをですね、女川さんと島根さんの部分についてはこれを我々が必説明する必要があるかっていう観点で確認はしてございまして、
0:50:32	不要と判断しております。
0:50:38	規制庁津山です。わかりました

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:41	貯層をナガシマでの必要な部分については 6 号でも反映してるということなので、その辺がわかるようにし、し、
0:50:48	説明していただきたいというのと、
0:50:50	7 号の接合に申請の時に、
0:50:53	議論があった部分で、少しこちらも、
0:50:57	その時点では吉年たものを、やはり 6 号ではきちっと見るべきではないかといった点も幾つかあったと、いうふうに認識しておりますので、その点についてはしっかり説明していただきたいと思います具体的に言うとスロッシングの評価なんですけれども、
0:51:11	当時、ご担当された方がいらっしゃれば、当然ご認識されていると思いつつ、特にこの設置許可からの申し込み申し送りということで、7 号の設工認審査からの申し送りという形になってなかったの、記載はないのかと思いますけれども、
0:51:25	その点説明していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:51:43	はい。東京電力遠藤です。承知いたしました。
0:51:49	規制庁津川です。よろしくお願いします。あとすいませんもう一つ、65 対 675 ツインプラントなんですけれども、プラントメーカーが異なるということで、その設備について、
0:51:59	全く同じではないかと思うので、そのあたりも差分があれば、しっかり説明していただきたいと思います。
0:52:06	東京電力山口です。承知いたしました。
0:52:09	規制庁津田です私からは以上です。
0:52:19	はいWEB参加の方で、何か確認ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:52:29	確認あるか。
0:52:31	たいれば発言をお願いします。
0:52:38	じゃあ仲村さんお願いします。
0:52:41	はい。規制庁の中村です。よろしくお願いします。私から 2 点ほどなんですけども、
0:52:48	まず 1 点目が先ほど、チギラの方からですね、6 号と 7 号の差異っていうような感じのことを言われてたんですけども、同じようなところなんですけど
0:52:59	各施設ですね。
0:53:01	中越沖以降の耐震工事で、6 号とか 7 号っていういろいろされてると思うんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:09	各施設で違いがあるのかどうかというところもちよつとわかんないところもあるので、先ほどの鷺のところと同じような形でですね、重量増があるとかそういうところも確認したいっていうので、
0:53:23	示してもらいたいと思ってますけどまずこの点についていかがでしょうか。
0:53:53	はい。
0:53:55	東京電力の尾川でございます。今コメントいただいた趣旨は、
0:54:00	設置許可で行ってる基礎地盤安定解析に対しまして、重量増等の影響を踏まえまして、工認段階で、7号の時もですね、基礎地盤安定解析への影響評価ということで実施させていただいてございます。同様の評価をですね、
0:54:16	6号でも実施する予定であります。以上です。
0:54:23	はい。規制庁中村です。承知しました。理解しましたのでそれで説明していただきたいと思えます。あともう1点なんですけども、
0:54:33	これはちよつと事実確認なんですけども、設置許可の段階からですねK7の購入がされててその時って追加試験とか地質調査のですね軟弱地盤とかそういうところで追加試験とかされてたと思うんですけども、
0:54:51	今回のその計7以降、計7の工認以降っていうのは、そういうところで、追加試験を行って地盤物性が変わったりとか、
0:55:01	地下水が変わったりとか、そういう考え方が変わってるっていうところのは、はないんですかっていうところでちよつと前提条件のところですけども教えてもらいたいんですけども、いかがですか。
0:55:13	はい。東京電力の尾川でございます。先ほどもご説明しましたが、7号工認の際にですね、6号機の軽油タンクですとか、
0:55:24	6号機の海水貯留堰、スクリーン室、取水炉も、7号のSA設備の共用設備として申請対象となっております。
0:55:35	そのため結果としてですね、7号機の工認申請におきまして、6号機の設備が設置されるエリアも含めて、物性設定をしてございまして、そのため、
0:55:48	今回物理設計におきましては7号申請の時に実施した設定と同様の設定を用いることとしてございますので、
0:55:58	端的に申しますと7号申請の時に、6号の申請対象となる、今回の6号申請の対象となるエリアも含めて、物性設定をしておりますので、
0:56:08	その設定の変更はございません。その旨を、6号審査の中でご説明させていただくことを考えてございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:21	はい、規制庁仲村ですけども、理解しましたんで、6号の時ですね、変わらないということを説明していただければと思います。私からは以上です。
0:57:52	はい。すみません。藤ほかWEB参加の方で発言等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:58:10	よろしいですかね。
0:58:15	はい、じゃあすみませんちょっと規制庁皆川ですけどもちょっと私の方から細かい点も含めて何点か確認なんですけど、パワーポイントで、
0:58:27	ちょっと後からであれなんですけど19ページの、
0:58:32	標準応答スペクトルの件なんですけど先ほど江崎からもあったと思うんですけど、
0:58:39	これだけ。
0:58:41	だけ見ちゃうと、すでに認可されてるものってどうなのっていうのってわからないと思うんで、それについては先ほど説明していただいた通り、
0:58:52	整理の段階でどういう整理がなされてたのかで、
0:58:57	今回は、この部分だけ確認すればいいっていうのが何かわかるように、
0:59:02	していただいた方がいいんじゃないかなと思ったんですけど、その点いかがでしょうか。
0:59:07	東京電力の橋本です。了解いたしました。ちょっとこのパワーポイントを修正させていただきます。
0:59:14	はい。よろしくお願いいたします。
0:59:17	それですいません。
0:59:21	最初からいきますと5ページなんですけど、
0:59:25	すみませんちょっとこれは、
0:59:30	少し資料に追記して欲しいなと思ったんですけど、2回目の補正の話で、データ伝送データ伝送装置の再設計っていうのが、
0:59:41	これまでの経緯を踏まえると、いきなり出てきてるっていうちょっと印象があるので、何か少し、この中身を、何か簡単な注釈とかでもいいので、資料上に、
0:59:54	入れていただけないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:00:04	東京電力の山口です。承知いたしました。
1:00:12	東京電力伊達です。これセキュリティの話なんで、実際的にはすごく公開できない。
1:00:30	あ、皆川臼井

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:33	セキュリティー絡みの話が出たので、今の部分については、
1:00:40	削除をしたいと思います。
1:02:23	はいアノミナカワサノ、続いてなんですけれども、
1:02:34	次 10 ページGなんですけれども、
1:02:39	先ほども少しあったと思うんですけどこのアノ1の一井の話、7号機でもうすでに、最初の会合で説明がされてると思うので、
1:02:53	何かそれはわかった方がいいんじゃないかなと思ったんですよ。7号機では同様の趣旨の話もすでにしてるってということと、あと、
1:03:07	逆に言うと、なんかその7号機と6号機での差分っていうのってどこに出てくるのか。
1:03:14	ていうところは教えてもらってもいいですかね。
1:03:25	はい。東京電力ニシヅルです。衛藤差分例えば次の11ページになりますけども、ここで
1:03:34	AM用MCCが追加となりますという話ありますけどここのなんすかね。ババの名称というんですかね、6A6Bが7号機版になっている。
1:03:45	というようなところが若干ですけど、川変わります。あとペーパーを、弁番号アノ系系統ズーがこれ6号機用ですのでそこでちょっと変わってるかってないかというところがあるかもしれません。
1:03:59	ミヤグスわかりました。まだあれですよ。もう7号機ですすでに説明している内容なんだけれども、
1:04:07	一応6号機側で多少異なってる点もあるので説明してますっていう位置付けだと思うので、
1:04:16	何か少しそれがわかったほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:04:22	はい。東京電力西田です。了解しましたが、概要等のところに7号機の事も最初にちょっと触れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
1:04:32	はい。よろしく願いますそれと、
1:04:37	次、15ページなんですけど、
1:04:42	うん。
1:04:45	15ページのブロアートパネルとブロードパネルの閉止装置で、
1:04:52	まず確認なんですけど、
1:04:55	ブローアウトパネルと、ブローアウトパネル閉止装置自体の、
1:05:02	設計、構造とかは、
1:05:06	7号機と同じっていう理解でよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:12	はい。東京ドームニシヅルです設計は7号機と一緒に構造もほぼ一緒というふうに考えてございます。
1:05:22	ミナカワですそうするとこの、
1:05:26	6号で、特に説明したい内容としては、
1:05:33	1ヶ所を閉止をします。
1:05:36	ていうことを説明したいとそういう理解でよろしいですか。はい。東京電力ニシヅルです6号と7号を比較しまして、最も大きいところというところで1枚使わなくなるというところなのでここを、
1:05:52	当間の論点かなということで挙げさせていただいております。あと細かいところを、詳細ございますけどもそこ補足説明書でご説明しようと考えてございます。
1:06:03	ミナカワですわかりました。
1:06:09	どこまで書けるかってあれなんですけど、そのブロアートパネルルートブロードパネル閉止装置の設計自体はオオバ7号と一緒にすっていうことで、
1:06:19	特徴としては1枚閉止しますってというのが7号と比較したときの差分ですってというのが少しわかるようにして欲しいなと思ってるんですけどいかがでしょうか。
1:06:30	はい。東京ドームニシヅルです。了解しました7号と比較してどう、どういう状況かというのを概要の方に追記したいと思います。
1:06:41	はい。よろしくお願ひします。それと、閉止する理由なんですけど、あのブローアウトパネル平荘ちょっと干渉するので、
1:06:53	閉止をしますってということなんですけど。
1:06:57	ちょっと間、どう、どう干渉しちゃうのかっていうのがちょっとなかなかこの図だけだと、イメージがつかなくてですね少し、
1:07:07	わかるようにして欲しいなと思ったんですけど、今この真ん中の図を見ると、緑側が、
1:07:17	ブロアートパネルになってて、
1:07:19	太い粟生線みたいのが閉止装置の枠になってて、
1:07:25	そこから飛び出てる細い青線みたいのが、ブローアウトパネルのスライドスルー、閉止装置のスライドの扉になっててその扉と、
1:07:40	ブロードパネルがこう開いた時干渉しちゃうのでっていう意味で干渉ってということですかね。
1:07:47	はい。東京電力ニシヅルです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:49	図で赤いところを、赤いところを閉止するということを考えてるんですけども、ここも開放しようとしてますと、その右側の太い青線ですねこれが閉止装置でありますけども、この品質装置を
1:08:05	その上、上側、上部側に持ってきて、
1:08:10	扉がスライドしますので2倍分こう大きな閉止装置が必要なんですけども、それを持ってきますとその上側のブローアウトまた2枚ございまして、こっちに干渉してしまうと。
1:08:23	いうことでこう言うことになります。すいません、ちょっと説明。
1:10:06	皆川です。そうっすね少なくとも、今、図真ん中の図があつて、
1:10:14	小海ドリーのものとか青線のものとかが少し、
1:10:20	何を示しているのかっていうのは注釈でも、判例みたいなで構わないので、少し入れてもらった方がいいんじゃないかなと思います、その点よろしいですかね。
1:10:31	ダイトウkm2 ニシヅルです。了解しましたちょっと工夫して、わかりやすいようにしたいと思います。よろしく願いますそうですね。干渉しちゃうんだっていうことをわかりやすくしてもらえればいいので、
1:10:43	はいそれをお願いしますっていうのと、
1:10:46	あと、
1:10:48	今このブローアウトパネルルー1枚閉止することへの影響っていうところで格納容器の開発、
1:10:57	の結果が示されてるんですけど、
1:11:02	ブロードパネルが、1枚閉することで確認しなければならない影響っていうのはこれだけなんでしょうか。
1:11:18	東京電力野元です。こちらですね、実態を言うと、東海第2さんの時にも、ブロードパネルを閉じてます。その時に、審査項目として確認しなきゃいけないものが、この
1:11:33	設計開発ですね、このブローアウトパネルの設置目的自体が、主蒸気管破断事故のときの外圧、
1:11:42	上昇防止、なりますので、それを確認するというのを審査会合項目として、すでに挙げられていますので、それと同じことを、今回、我々もやると。
1:11:52	いう認識しております。
1:11:56	あ、ミナカワsアノはっきりしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:59	今後ですけれども、このブローアートパネル 1 枚閉止した時の影響は、確認しなければならない項目が、これだけなのかどうかというのも含めて、
1:12:10	ヒアリング詳細聞く時 2、説明いただければと思いますので、その点よろしいですかね。
1:12:18	はい。東京電力 20 です。了解しましたアノアノゴコウ御説明で説明していきたいと思います。
1:12:26	はい。よろしく申し上げます。それと
1:12:30	少し細かなはなCなんですけれども、
1:12:35	二つ目のぽ通のところ、
1:12:38	格納容器の外圧で許容外圧以下であることを解析により確認してあってあって、ちょっと教えて欲しいんですけど、この許容外圧って、どっかで、申請書上数値って定まってるんですけど。
1:13:08	東京でもニシヅルです設計、設計の検討上出てきた数字で一応補足説明資料ではここら辺を説明したいなと考えてございます。
1:13:24	皆川です。わかりました詳細はまた。はい。ヒアリング等で、
1:13:30	確認させていただければなと思います。
1:13:34	それとあと、
1:13:38	今、
1:13:39	結果が、マスキングですけど結果が出てるんですけども、これ
1:13:45	1 枚閉止前の結果っていうのもあったりするんでしょうか。
1:13:58	はいございます。東京ドームの石津でございます。
1:14:03	わかりました。それで何かそれ、比較とかしたりはしてるんですかね。大きく結果が変わったりとか何かそういう。
1:14:14	傾向分析みたいな、何か知ってたりってしますか。
1:14:19	ちょっとすみません、東京電力ニシヅルですアノき記憶で私が見た時これより若干、
1:14:25	若干変わるぐらいで、そうさほど大きなものがなかったかと記憶してございます。
1:14:31	ミナカワサノをわかりました。またそこら辺の詳細についてはまた今後のヒアリング等で確認していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。
1:14:43	はい。東京電力ニシヅルです。了解しました。
1:14:48	はい。それと、
1:15:08	パワーポイントについては以上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:12	あとすいませんこの申し送り事項の表の見方だけちょっと教えて欲しいんですけど、
1:15:19	すみませんちょっと7号の時に、やってないのであれなんですけどこの指摘事項、
1:15:26	左から四つですかね、左から四つめのこの指摘行のところで、
1:15:33	指摘事項が具体的に書かれてないやつがいくつかあると思うんですけど、それぞれ趣旨をちょっと教えていただきたいんですけど。
1:15:45	例えば1ページ目とかで、会合での当社の説明、
1:15:51	とか、
1:15:54	有効性評価の審査に行って説明。
1:15:57	とか、
1:15:59	ていうご指摘の内容が具体的に書かれてないもの。
1:16:05	ていうのはどういう趣旨なのかって教えて欲しくてですね。
1:16:16	東京電力の山口です。こちら、まず、申し送り事項なんですけども左から1234行目、指摘事項後は説明方針の一部のところまでかかるんですけども、
1:16:28	まずちょっとタテ地区については、7号機の本体の設工認時に出したものと一致しています。
1:16:36	で、これも7号機の設置許可の徳田の設置許可の時の実態として、あまりこう申し送り事項がすべて指摘事項の形で、綺麗に整理できてなくてですね、一番上の例ですと、審査会合の中で、
1:16:49	具体的なご指摘があつてというよりもこういったものも説明していきますと言って宣言していたものが、そのままの形で、設置許可当時の申し送りとして残っていたものがありますので、ちょっと形としてはあまり
1:17:03	ある意味この真ん中の方の、
1:17:06	工事計画認可申請における設計説明方針と、少し合わせて見ていただくことにちょっとならざるをえないんですけども、ちょっとこれ以上のものが、実はないというところありまして、
1:17:17	とこのような構成になっているのが実態でございます。以上です。
1:17:22	ミナカワサノわかりました実態はわかりましたなので、
1:17:28	右、公認申請における説明方針っていうところを見ていけば、ある程度中身がわかるようになってくつてことで、はい、理解しました。
1:17:40	東京大学ヤマグチですはい。すみませんちょっと見づらくて申し訳ないですがよろしく願いいたします。
1:17:45	はい。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:50	何か他大丈夫ですかね。
1:17:54	はい。
1:17:55	こちらから概要等についての確認は以上ですけれども、事業者から何か確認等ありますでしょうか。
1:18:12	東京電力山口です。はい。弊社からはありません。
1:18:22	はい。規制庁皆川です。はいわかりました。はい。それではこれでヒアリングの方を終了したいと思いますお疲れ様でした。
1:18:33	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。